

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 社会情勢と国の動向

(少子化の進行)

- 我が国において、令和5年4月1日時点における15歳未満の子ども数は1,435万人と前年より30万人少なく、昭和57年から42年連続で減少しています。ピークだった昭和29年の2,989万人から半減するとともに、年齢3歳区分別にみると、年齢が低いほど子どもの数は少なくなる傾向となっています。また、総人口に占める子どもの割合も前年より0.2ポイント低い11.5%と49年連続で減少しており、少子化が進んでいることがうかがえます。
- 厚生労働省が令和5年6月に発表した人口動態統計によると、令和4年の日本の出生数は77万747人と1899年の統計開始以来、初めて80万人を割り込みました。また、合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録しました（※東京は1.04で全国最低）。さらに、女性の平均初婚年齢は昭和55年の25.2歳であったものが、令和4年には29.7歳となっており、晩婚化が進んでいます。
- 令和2年5月に閣議決定された第4次の「少子化社会対策大綱」では、「希望出生率1.8」を実現するため、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」の5つの基本的な考え方のもと、新しい令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくとしています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者にも多大な影響を与え、安心して子供を産み育てられる環境を整備することの重要性を改めて浮き彫りにしたことから、影響を受ける子育て世帯への柔軟な支援等とあわせ、非常時の対応にも留意しながら、総合的な少子化対策を進めていくこととしています。

(子どもの貧困の実態)

- 内閣府による調査結果(令和3年子供の生活状況調査の分析報告書)をみると、「準貧困層」は全体の36.9%、「貧困層」は12.9%となっています。「ひとり親世帯」では「貧困層」が50.2%、「母子世帯」では「貧困層」が54.4%となっており、「母子世帯」においては過半数以上が貧困の問題を抱えているということが明らかとなりました。
- また、世帯収入水準や親の婚姻状況により、子どもの学習や生活、心理など様々な面が影響を受けることが明らかとなっています。特に「等価世帯収入が中央値の2分の1未満」で最も収入が低い水準の世帯及びひとり親世帯においては、親子ともに多くの困難に直面しており、「等価世帯収入が中央値の2分の1以上だが中央値未満」の収入が中低位の水準の世帯でも、多様な課題が生じています。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正により、児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等についても子どもの貧困対策

を総合的に推進することが同法の目的として明記されました。また、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること、市町村が子どもの貧困対策の計画を定めるよう努める旨等が規定されています。

- そして「子供の貧困対策に関する大綱」では、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築」「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮した対策の推進」「地方公共団体による取組の充実等を分野横断的な基本方針として定める」とともに、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等を総合的に推進していくとしています。

(ヤングケアラー対策)

- 全国規模で初めて実施された「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年3月）によると、世話をしている家族が「いる」は、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%となっており、このうち家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱で、一日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割となっています。
- ヤングケアラーについては、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上を課題として捉え、解決に向けた実態調査や研修、支援体制モデル事業の実施、ネットワーク形成や子育て世帯訪問支援モデル事業の創設、普及啓発などに取り組むとしています。

(こども家庭庁の創設)

- 厚生労働省、文部科学省、内閣府などが所管している子ども政策に関する総合調整権限を集約し、縦割りの壁を打破した切れ目のない包括的な支援を実現するための司令塔としての役割を持つ「こども家庭庁」が令和5年4月に発足されました。方針をみると、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的な支援を基本姿勢として取り組むとしています。

(こども基本法の施行とこども大綱の策定)

- こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が令和5年4月1日より施行されました。同法第10条において、「市町村こども計画」の策定が努力義務として位置づけられています。
- 令和5年●月には、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む「こども大綱」が策定されました。この大綱では、この大綱が目指す「こどもまんなか社会」について、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会として明示されるとともに、こども施策に関する基本方針や重要事項が定められました。

(「こども未来戦略方針」の策定)

- 国は、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略方針」を令和5年6月13

日に閣議決定しました。「こども未来戦略方針」では、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造・意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3つの基本理念のもと、今後3年間に実施する集中的な取組を「加速化プラン」として掲げています。具体的な施策として、児童手当の拡充（所得制限の撤廃・支給期間を高校生までに延長・第3子以降には3万円を支給）、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充（「子ども誰でも通園制度(仮称)」の創設）等を掲げています。

（2）東京都の動向

- 東京都では、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策推進法に基づく総合計画として「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」（令和2～6年度）を策定（令和4年度に中間見直し）し、各種子ども・子育て施策を推進しています。
- 令和3年3月には「未来の東京戦略」を策定し、「人々の希望が叶う社会の実現：安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現」に向けた施策を定めました。
- 令和3年4月1日には、児童の権利に関する条約の精神に基づき、東京都が取り組むべき施策の基本事項を定めた「東京都こども基本条例」が施行されました。この条例では、こどもがあらゆる場面において権利の主体として尊重されることが明示されるとともに、都がなすべき責務が明示されています。基本事項として、「こどもの遊び場、居場所づくり」「こどもの学び、成長への支援」「こどもの意見表明と施策への反映」などが掲げられています。
- 令和5年度の予算方針として掲げられた「チルドレンファーストの社会の実現に向けた施策の強化」に基づき、“東京から少子化に歯止めをかける”として約1.6兆円の予算を計上し、「018 サポート」（0～18歳まで所得制限なしの子ども1人当たり月5千円の支給）、「第二子の保育料無償化」など、様々な施策を展開しています。
- 「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2023」を令和5年7月に策定し、子供を取り巻く環境を踏まえた子供政策の課題と今後の政策強化の方向を示しました。

（3）北区の動向

- 平成27年7月に策定した「北区教育大綱」は、北区の教育、学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策について、近年の教育をめぐる環境変化に対応するため、その目標や施策の根本となる方針を定めた「北区教育・子ども大綱」として令和元年11月に改定しました。
- 令和2年3月に、「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を取り組むべき最重要課題とし、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするを3つの優先課題の一つとして位置づけた「北区基本計画2020」を策定するとともに、実施計画である中期計画を中心に取組の充実を図ってきました。
- また、次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向け

た「次世代育成支援行動計画」と、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての事業計画である「子ども・子育て支援事業計画」を包含した「北区子ども・子育て支援計画 2020」を策定（令和2年3月）し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするための施策を展開しました。

- さらに、教育分野においては、「教育先進都市・北区」にふさわしい生涯学習社会の創造をめざし、教育環境のあり方の見直しや地域のきずなづくりなど、教育を取り巻く環境のさらなる変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、実施計画となる「北区教育ビジョン 2020」を令和2年3月に策定しました。
- 子どもの貧困対策については、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行や、「子供の貧困対策に関する大綱」の策定を受けて、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するために、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」を平成29年3月に策定し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る取組を推進しました。新型コロナウイルス感染症による経済状況の変化等や他計画との整合性を図る観点から、本プランを修正し（令和3年7月）、計画期間を令和5年度まで2年間延長しました。
- 令和5年10月に「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」をめざすべき将来像として掲げ、今後の区政運営の基本となる考え方をまとめた、新たな「北区基本構想」を策定しました。

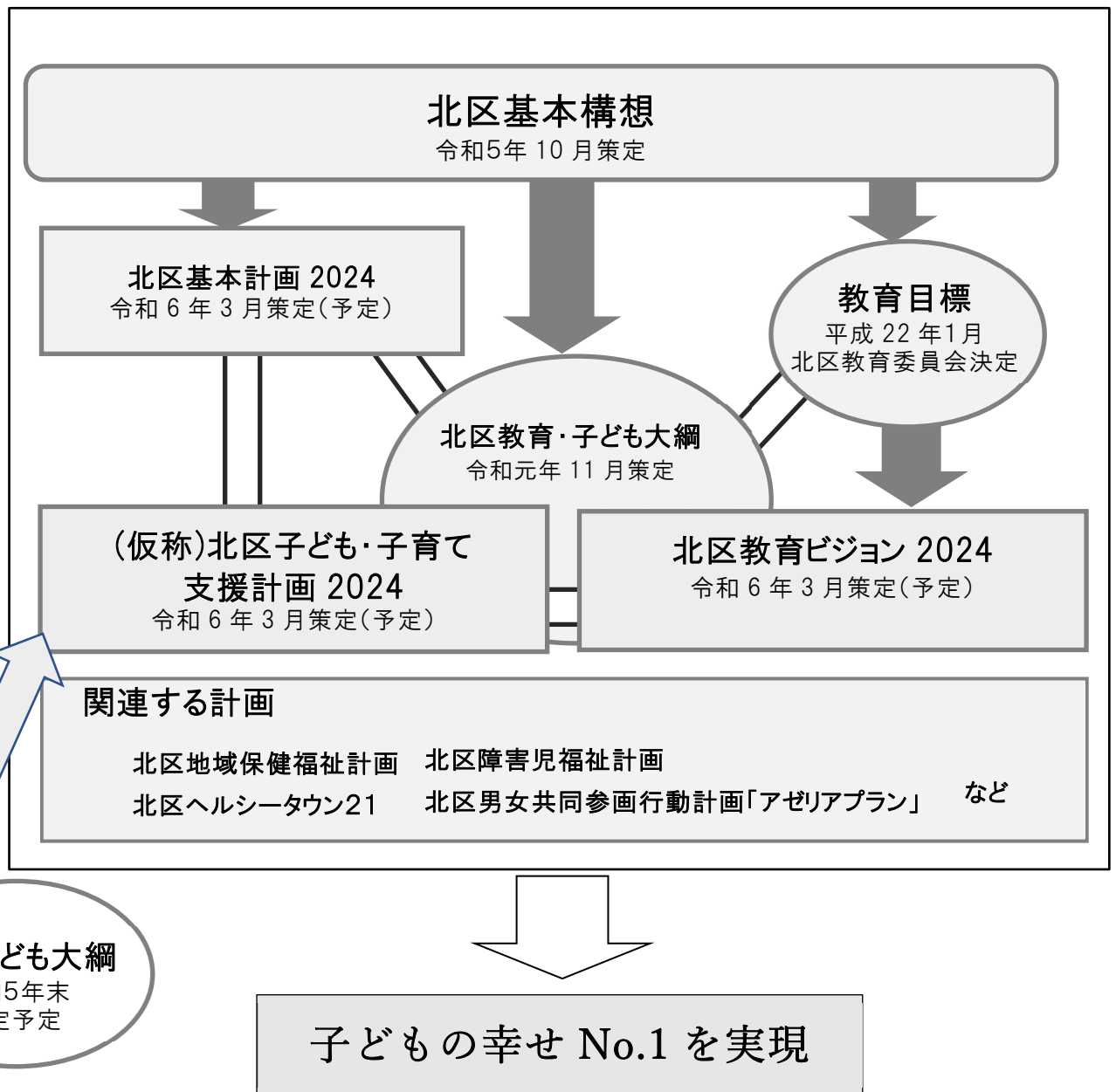
（4）計画策定の目的

- こうした経緯を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を引き続き推進するために「北区子ども・子育て支援計画 2020」及び令和5年度末を計画年度とする「子どもの貧困対策に関する計画（北区子どもの未来応援プラン）」の改定し、これらを統合し、「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、区政の基本的方針である「北区基本構想」（令和5年10月策定）ならびに「北区・教育子ども大綱」（令和元年11月策定）を踏まえて策定する子ども・子育て支援に関する個別計画です。また、令和6年3月策定の「北区基本計画2024」などの上位計画や「北区教育ビジョン2024」、また「地域保健福祉計画」「ヘルシータウン21」など、他の関連計画などとの整合を図るものとします。さらに、子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野と関連しており、これらとの総合的・一体的な推進を図っていきます。
- また、本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」（※1）であるとともに、子どもに関する次に掲げる法定計画を包含する総合的な計画とします。
- ①次世代育成支援対策推進法（※2）に基づく「次世代育成支援行動計画」
 - ②子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（※3）
- （※1）市町村こども計画は、これまでの少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、さらに必要な施策が盛り込まれた「こども大綱」を勘案して定める計画です。子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」は、本計画において、「市町村こども計画」の一つとして位置付けられます。
- （※2）次世代育成支援対策推進法は、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境等の整備のために平成17年4月1日に施行されました。この法律は、平成26年度末までの時限立法でしたが、平成27年4月1日付けの法改正により、法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。今後、この法律が再度延長されるかは現時点で明らかになっていませんが、延長されない場合における本計画における「次世代育成支援行動計画」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした区独自の計画として位置付けるものとします。
- （※3）子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定することが義務付けられている法定計画で、現行の第2期計画期間は令和2年度から令和6年度までとなっています。したがって、本計画における令和6年度部分については第2期計画の最終年度の見直しの位置付けとし、令和7年度から令和10年度までの部分については第2期計画に引き続き、区が子ども・子育て支援事業について策定する区独自の計画として取り扱うこととなります。

(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の位置づけ



「少子化社会対策大綱」
「子ども・若者育成支援推進大綱」
「子どもの貧困対策に関する大綱」

こども大綱に一元化

【参 考】 北区教育・子ども大綱

令和元年 11 月、総合教育会議における区長と教育委員会との協議・調整を経て、北区の教育・学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策に関する目標や施策の根本となる方針となる「北区教育・子ども大綱」を策定しました。このなかで、子ども分野に関わる部分は次のとおりです。

北区教育・子ども大綱 ～子ども分野の抜粋～

【理念】（教育・子ども共通）

- ・ 基本的人権を尊重し、笑顔と希望があふれ、誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会を目指します。
- ・ 未来を切り拓いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、学びあい、育ちあう社会を実現します。

【子ども分野】

子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」の実現を目指すことを基本として、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すとともに、子育てをしている保護者への支援をしていきます。

また、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域社会全体と協力し、まちぐるみで子育てをする環境づくりを行います。

基 本 方 針

“子育て” への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

“すべて” の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

“まちぐるみ” での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

3 計画の期間

- 本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年を計画期間とします。
- 「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。その際に「次世代育成支援行動計画」等についても、必要に応じて修正を図るものとします。

4 計画の対象

- 本計画の対象は、概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

5 計画の策定方法

(1) 区民ニーズ調査の実施

- 子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生世代の生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前の子どもの保護者、②小学生の子どもの保護者、③25歳～39歳の区民、④-1世帯主と子のみで構成されている世帯、④-2児童育成手当受給世帯、⑤区立小学6年生、⑥区立中学2年生、⑦高校2年生世代、⑧妊産婦、⑨児童養護施設等利用者を対象として、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査」(以下本計画において「ニーズ調査」といいます。)を令和4年度に実施しました。

(2) 北区子ども・子育て会議での審議

- 本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて展開するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等、計18名で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、本計画の内容について審議しました。また、審議内容をより深めるため、「子ども・子育て支援計画部会」と「子どもの未来応援プラン」の2つの部会を設置しました。
- 本計画については、令和4年6月の北区子ども・子育て会議以降、「子ども・子育て支援事業計画部会」、「子どもの未来応援プラン」を含め、計12回の会議を開催し、毎回活発な議論が交わされる中で、各委員からそれぞれの立場・経験に基づいた多角的な意見をいただ

きました。

(3) パブリックコメントの実施

- 計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和5年12月11日から令和6年1月16日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさまから意見をいただきました。

